

## 秋田地方最低賃金審議会

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金専門部会

## 議 事 錄

令和7年度 第1回

令和7年10月21日(火)開催

1 日 時 令和7年10月21日(火) 10時19分～12時29分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者

公益委員	3名中3名出席
	臼木智昭 堀井 潤 松本和人
労働者委員	3名中3名出席
	木村 忍 後藤正文 佐藤成樹
使用者委員	3名中3名出席
	齊藤 徹 佐藤宗樹 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 佐藤賃金室長補佐  
我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議題

- (1) 秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書にについて
- (3) 秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金の金額審議について
- (4) その他

5 配付資料

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 資料番号1 | 秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会委員名簿 |
| 資料番号2 | 令和7年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表  |
| 資料番号3 | 各特定最低賃金専門部会開催予定日一覧表          |
| 資料番号4 | 秋田地方最低賃金審議会 令和7年度審議方針        |
| 資料番号5 | 秋田県特定最低賃金の改正決定について(諮問文の写)    |
| 資料番号6 | 秋田地方最低賃金審議会 運営規程             |
| 資料番号7 | 秋田地方最低賃金審議会 専門部会運営規程         |
| 資料番号8 | 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書   |
| 資料番号9 | 特定最低賃金について(決定・改正までのプロセス)     |

資料番号 10	参考人意見書（労働者側）
資料番号 11	参考人意見書（使用者側）
資料番号 12	改正申出に係る協約等の最低賃金額調(電子部品・デバイス等製造業)
資料番号 13	令和 7 年度 賃金実態調査結果報告（特定最低賃金）
資料番号 14	特定(産業別)最低賃金対象産業（電子部品・デバイス等製造業）
資料番号 15	秋田県内経済情勢報告(令和 7 年 7 月 秋田財務事務所)
資料番号 16	秋田県鉱工業生産指数月報(令和 7 年 7 月分 秋田県)
資料番号 17	県内金融経済概況(2025 年 9 月 24 日 日本銀行秋田支店)
資料番号 18	短期経済観測調査(2025 年 9 月調査 日本銀行秋田支店)

## 6 議事内容

### ○杉本賃金調査員

ただ今から、令和 7 年度秋田地方最低賃金審議会「第 1 回秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙の中、専門部会の日程確保にご協力いただき、誠にありがとうございます。今年度第 1 回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまで、事務局で議事進行させていただきます。

本専門部会委員の任命につきましては、本年 9 月 25 日付けで行っています。ご就任いたしました委員の皆様は、資料番号 1 「秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。

委員紹介をさせていただきます。公益代表 白木委員、堀井委員、松本委員。労働者代表 木村委員、後藤委員、佐藤成樹委員。使用者代表 齊藤委員、佐藤宗樹委員、若泉委員。委員の皆様におかれましては、結審までよろしくお願ひいたします。また、辞令につきましては、机上の封筒に入れさせていただいておりますので、ご確認ください。

本日は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名、合計 9 名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定数以上の出席が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

次に、事務局であります秋田労働局の職員を紹介させていただきます。初めに、労働基準部長の山口です。続いて、賃金室職員でございますが、賃金室長の佐藤です。室長補佐の佐藤です。賃金指導官の我妻です。私、賃金調査員の杉本でございます。何かと不行き届きな点もあるかと思いますが、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

議事に先立ち、山口労働基準部長より挨拶を申し上げます。

### ○山口労働基準部長

秋田労働局労働基準部長の山口でございます。

本日は、大変お忙しい中、秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より労働行政の推進に格別のご理解ご協力を賜っておりますとともに、本年度の専門部会委員をお引き受けいただきましたことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、皆様すでにご存じのとおり、秋田県最低賃金につきましては、令和8年3月31日から現在の時間額951円を80円引上げまして1,031円となります。この地域別最低賃金につきましては県内で働く全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットとして、地域ごとに決定することが行政機関に義務付けられているものでございます。

その一方、本日からご審議いただく特定最低賃金につきましては、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されているものであります。

そのため、特定最低賃金につきましては、セーフティーネットとしての地域別最低賃金とは異なり、関係労使のイニシアティブにより決定されていくべきものであります。

各専門部会の委員の皆様には、春季生活闘争での大幅賃上げや地域別最低賃金の大幅引き上げが行われた一方で、エネルギーコストや労働力確保のための人工費の増加、原材料費の高騰などの経済・雇用情勢等への影響が懸念される中で審議いただくこととなります。

特定最低賃金の趣旨を踏まえまして、各産業の状況や動向等についても十分ご審議いただきながら全会一致の議決に向かってご審議いただきますようお願いいたします。

委員の皆様には大変なご負担をおかけすることになるかと思いますが、十分なご審議と円滑な専門部会の運営にご理解ご協力を願いいたしまして、簡単ではありますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○杉本賃金調査員

それでは議事に入ります。議題の1は「秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項並びに第4項の規定の例により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされておりますが、本専門部会におきましては、従来、公益代表委員の間で互選をしていただき、その結果について労使委員双方から承認を頂いてまいりました。今回も従来の進め方でご異議ございませんでしょうか。

#### ○委員多数

異議なし。

#### ○杉本賃金調査員

ご異議なしとの声がございましたので、従来どおり進めさせていただきます。

本専門部会に先立ち行われました、公益代表委員による、部会長及び部会長代理の互選について、公益委員を代表して、堀井委員から報告をお願いいたします。

○堀井委員

公益委員の堀井です。よろしくお願ひいたします。

公益委員で、事前に互選しましたところ、部会長に臼木委員、部会長代理に松本委員との結果となりましたことを報告いたします。

○杉本賃金調査員

ただ今、堀井委員から部会長に臼木委員、部会長代理に松本委員を互選したとの報告をいただきました。労使委員からご異議等ございますでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、部会長に臼木委員を、部会長代理に松本委員を選出することを承認をいただきました。

それでは、これから議事進行は臼木部会長にお願いいたします。

○臼木部会長

部会長を拝命いたしました臼木でございます。よろしくお願ひいたします。

これまでの秋田県最低賃金の審議に引き続きまして、特定最低賃金の審議ということで、皆様方お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

特定最低賃金は、事前に改正の必要性の有無の審議がございますが、それにつきまして、真摯にご議論いただいた結果、当専門部会に関連する特定最低賃金については「必要性あり」ということで結論されたものです。こうして専門部会での議論は金額の審議になります。特定最低賃金につきましては、委員の皆様、十分ご承知していると思いますが、労使のイニシアティブの合意により決定されるべきとの考え方方が基本となりますので、今年度も「全会一致」での結審に向けてご審議をお願いしたいと思っております。つきましては、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは審議に入ります。本日審議する議題は、議題2「秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定に関する関係参考人意見書について」、議題3「秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金の金額審議について」、議題4「その他」となっております。

審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することはありますか。

○佐藤賃金室長

説明を始める前に、本日、専門部会を当初 10 時 30 分とご連絡をさせておりましたが、急遽 10 時からとメールでご連絡をさせていただいたところでしたが、委員の皆様に行き届いておらず大変申し訳ございませんでした。

それでは、私の方から、資料を説明させていただきます。机上配付しております、全国の「電気機械器具等製造業最低賃金改定状況」をご覧ください。まだ、全部は出そろっていない状況で、さらにまだ、必要性の審議をしているところもあります。そして都道府県名の網掛けをしているところは、今年度新たに「必要性なし」となったところです。後ほどご覧ください。

続きまして、机上配付の「秋田県最低賃金額の推移」をご覧ください。先日 10 月 10 日に開催されました第 1 回秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会において、令和 8 年 3 月 31 日から、時間額を 40 円引上げて 1,060 円とすることで結審し、秋田労働局長へ答申されております。また、10 月 15 日開催されました第 1 回秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金専門部会において、令和 7 年 12 月 25 日から、時間額を 80 円引上げて 1,091 円とすることで結審し、秋田労働局長へ答申されておりますのでご報告いたします。

それでは資料番号 2 の令和 7 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表をご覧願います。この表は、10 月中に答申があった場合の法定発効の予定日等を表しています。一番左に答申日がございますが、本日 10 月 21 日答申をいただければ異議申出や官報公示等の手続を経て、12 月 19 日に発効になります。指定日発効の場合でも、発効までは、答申日以降、異議申し出や官報公示を経て初めて発効となりますので、円滑な審議会運営にご協力いただきますよう、お願ひいたします。

資料番号 3 をご覧ください。第 1 回、第 2 回専門部会の開催予定一覧です。例年第 1 回専門部会は 4 特賃合同で開催しておりましたが、今年度は委員の皆様のご都合があわず、4 特賃それぞれで第 1 回専門部会を開催することといたしましたので、ご理解いただきたいと思います。

次に資料番号 4 をご覧ください。7 月 14 日に開催された第 1 回本審でご承認いただいた今年度の審議方針でございます。審議方針の 1 の「審議の効率化」についてですが、1 の(1)のエに『各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第 6 条第 5 項」を適用すること。』とありますのは、審議の効率化を図るために設けられた項目でございまして、各専門部会において全会一致での結審となつた場合には最低賃金審議会令「第 6 条第 5 項」を適用して本審の決議とすることができるものですので、全会一致での結審となるようご協力を願ひいたします。

次に資料番号 5 でございますが、これは特定最低賃金の改正決定の諮問文の写でござい

ます。令和7年9月10日に労働局長から審議会会長に諮問がなされております。

次に資料番号6は、秋田地方最低賃金審議会運営規程、資料番号7は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程でございます。詳しくは後ほどお読みいただきたいと思いますが、特に、委員の皆様にご承知おき願いたいのは、資料番号7の秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程の第7条「会議の公開」と第8条「議事録及び議事要旨」でございます。

第7条第1項には会議は、原則として公開すると書かれておりますが、近年、最低賃金に関する社会的関心が高まっており、審議会の透明性が求められているところです。

しかしながら、金額審議等で「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」と判断された場合には、部会長が会議を非公開とすることができます

別室での金額審議は、例年、非公開としておりますが、その都度、部会長から非公開の理由を明示していただき、委員の皆様のご承認をいただいた上で、非公開としておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、第8条第1項には、会議の議事については議事録を作成することになっています。この議事録等につきましては、情報公開の対象となっておりますので、ご承知おき願います。

次に、資料番号8の「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書」でございます。項目3では、「特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されており、最後の方に、可能な限り全会一致に向けて努力するものとする。」としているところでございます。

次に資料番号9により、特定最低賃金決定・改正の流れ、現在までの経過等になります。特定最低賃金につきましては、本年3月、既設の4業種の特定最低賃金の改正について、電子では、JAM秋田 会長から意向表明がなされ、その後申出期限の7月末までに労働組合から労働協約ケースの改正申出がなされました。これが資料番号9の上段の「関係労使からの申出」になります。

次に8月19日、本審において4業種の特定最低賃金について、改正の必要性の有無について労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対して諮問し、次の囲みの中になりますが、8月20日、9月4日の特別小委員会において関係労使参考人意見聴取を実施のうえ改正の必要性の有無を審議した結果、全会一致で改正の必要性ありで結審し、9月10日の本審において審議会から労働局長あて改正の必要性ありの答申がなされました。

これを受け、中段の大きな矢印の先になりますが、同日、労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対し既設4特定最低賃金について改正決定の調査審議を求める諮問を行い、審議会は労使団体から推薦を受けた委員により、専門部会を設置し、専門部会は特定最低賃金額の改正について審議を行う流れになっております。

次のページ以降は、全国の特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等の資料になりますので、後程ご覧いただきたいと思います。

資料番号 10、11 は、議題の 2 で審議していただく関係参考人意見書になります。例年は、第 1 回合同専門部会において、参考人意見聴取を書面で行うことと、書面で行う場合の意見書様式について承認を頂いていたところですが、今年度は合同専門部会を開催できないことから、メールで承認を頂いたという次第です。

最後に発効日の設定につきましてご説明いたします。先ほど資料番号 2 で最短発効日について説明いたしましたが、秋田県では例年、4 つの特定最低賃金の改定発効日を 12 月 25 日に統一しておりました。理由といったしましては、県内で適用される労働者あるいは事業主が発効日を覚えやすいということと、事務局で行う、4 特定最低賃金の周知広報が一緒に行えるということがございました。

今年度につきましては、改定県最賃の発効が令和 8 年 3 月 31 日となつたことから、改定県最賃発効前に改定特定最賃を発効させるか、その場合は何月何日にするのか、それとも改定県最賃と同一の 3 月 31 日に発効させるか、について、各特定最低賃金専門部会の判断に委ねることとしたところですので、ご理解を頂きたいと思います。

続きまして、机上配付しております資料について簡単に説明いたします。令和 8 年 3 月 31 日から発効いたします秋田県最低賃金の本省作成リーフレットでございます。

2 つめは、令和 7 年 9 月 5 日から拡充された「業務改善助成金」のリーフレットと賃金引上げの支援策をまとめた「賃金引上げ支援助成金パッケージ」リーフレットになります。

最低賃金と助成金のリーフレットを県内の地方公共団体、使用者団体、労働団体、報道機関等などに郵送し、広報誌や HP への掲載等につきまして依頼したところです。また、使用者団体、労働団体にはポスターも配付し掲示の依頼をいたしました。多くの中小企業・小規模事業者が各種助成金を活用し早期の賃上げをしてもらうため、各種助成金の周知について、労働局として全力を挙げて取り組むこととしておりますので、委員の皆様にも、機会を捉えまして周知・広報にご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。わたくしからは以上です。続いて我妻指導官から説明いたします。

### ○我妻賃金指導官

それでは、私から資料番号 12 以降について説明いたします。資料番号 12 は「改正申出に係る協約等の最低賃金額調」です。一番右の協約の最低時間額の欄をご覧ください。こちらの金額が改定に当たっての引上げ上限額となり、電子部品・デバイス等製造業の協約の最低時間額は「1,050 円」ですので、令和 7 年度の引上げ上限額は 1,050 円となります。

続きまして、資料番号 13 「賃金実態調査結果報告」について説明いたします。それでは、表紙を開いていただきまして、1 ページ「賃金実態調査の概要」をご覧ください。この調査は、改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的

に実施したもので、調査対象産業は、秋田県の4つの特定最低賃金に該当する産業となります。調査対象事業所の規模については、製造業の場合は、常用労働者数が1人から99人以下となっております。調査の対象月は、本年の6月分の賃金で、集計事業所数及び労働者数は、電子部品・デバイス等製造業は69事業所、労働者数1,286人となっております。

なお、この後の報告で申し上げる数字は、あくまでも調査件数から母集団数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。特定最低賃金の適用除外労働者は、表の下にあります①から④となっており、表の労働者数には含まれていますが、この後、説明いたします「最低賃金基礎調査結果表」では除外しております。

続きまして、7ページをご覧ください。「電子部品・デバイス等製造業の調査結果表」となります。一番左の欄は、時間額の分布を見るため賃金階級に分けて表示しております。その右となりの欄は、その賃金階級までに当たる人数を復元して表示しております。賃金階級が上がっていくと、そこまでの累計の人数が表示され、最終的には、一番上の合計欄の人数になり、今回は2,477人が合計になります。

続きまして、19ページ、「秋田県賃金実態調査(賃金分布の概要)」をご覧ください。こちらは、産業別に、月平均賃金額や、時間当たり平均賃金額、月一人当たり労働時間数等を平成25年度から一覧としたものになりますので、後ほど、ご確認ください。

続きまして、21ページ「秋田県特定最低賃金改定の未満率の推移、影響率の状況」です。上段は、平成30年度以降の産業別の未満率を一覧にしたものでございます。

未満率とは、現在の特定最賃額に満たない労働者の割合を表しております。7ページに戻っていただき、957円のところをご覧いただきますと、0.7とございます。現在の特定最賃額は958円ですので、電子部品・デバイス等製造業の未満率は0.7%となります。

下段の影響率というのは、現行の最低賃金を引上げて改定した場合、改定後の特定最賃に満たない労働者の割合を表したもので、1円引上げた場合から県最賃の今年の引上げ額である80円引上げた場合までの影響率をそれぞれ記載しております。電子部品・デバイス等製造業については、県最賃より1円高い1,032円の場合、プラス74円ですので影響率は34.8%となります。こちらは9ページの1,031円の欄をご覧いただけますと、862人(34.8)とあります。こちらが影響率となります。実態調査結果の説明については以上となります。

続きまして、資料番号14ですが、こちらは、秋田県特定最低賃金電子部品・デバイス等製造業の対象産業について示したものとなります。後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、資料番号15、秋田財務事務所発表の令和7年7月の「秋田県内経済情勢報告」となります。表紙をめくっていただいて、2ページの「生産活動」の項目をご覧ください。電子部品・デバイスは、スマートフォン向けが落ち込んでいるものの、車載向けで持ち直しており、底堅い動きとなっている。生産活動は「緩やかに持ち直しつつある。」としております。

続きまして、資料番号16、「秋田県鉱工業生産指数月報」令和7年7月分です。下にペー

ジ番号がありますが、5ページをご覧ください。電子部品・デバイス工業の、季節調整済指数について令和7年Ⅱ期は77.0で前期比14.3%の低下、令和7年7月が77.6で前月比0.5%の上昇となっております。

続きまして、資料番号17は9月24日、日本銀行秋田支店発表の「県内金融経済概況」です。2ページの2生産をみていただきますと、電子・デバイスは弱めの動きとなっているとしております。

最後になりますが、資料番号18は10月1日、日本銀行秋田支店発表の「短期経済観測調査」です。2025年9月調査結果では、業況判断について、電気機械は「最近」はプラス10、前回6月調査からの変化幅はマイナス10、「先行き」は20、今回調査の「最近」からの変化幅はプラス10となっております。私からの説明は以上となります。

#### ○臼木部会長

ただ今の説明について、何か質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、議題2の「秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定に関する関係参考人意見書について」を審議いたします。

事前に労使各側の関係参考人から「参考人意見書」をいただいておりますので、事務局で読み上げてください。

#### ○佐藤賃金室長

それでは、提出いただきました参考人意見書につきまして、ご報告させていただきます。

最初に資料番号10の労働者側「Tianma Japan 労働組合 執行委員長 武田様」の意見書についてご報告させていただきます。

1の(1)の労働組合の組織状況については、全労働者数■名、労働組合員数■名、非組合員数は■名、内管理職数は■名、組織率は52.5%となっており、労働組合組織率の動向は、「減少傾向にある。」としており、その理由として「新卒者の採用はしているが、定年退職者の増加により組合員数は減少傾向にある。」としています。未組織労働者の内訳は、臨時■名、パート■名、契約社員■名としております。

(2)の所属する産業全体の労働組合の組織状況については、「電機連合では組織拡大に向けて活動を行っており、2024年から2025年7月では2,481名が増加し587,182名となった。」としています。

2の賃金の実態については、(1)あなたが勤務する企業における賃金の動向について、の①労働組合組織労働者の賃金の動向については、「賃上げについては上部団体の方針に則り、要求額を決定し賃上げ交渉を行っているものの、電機連合大手組合との差は大きくなっている。」としています。未組織労働者については、「公正処遇の観点から組合員に見合って引き上げることを要請しているが、隔たりは大きい。」としています。

(2)労働組合が属する産業全体の労働者の賃金の動向については、「業界全体の賃金上昇は極めて高い状況にある。とりわけ優秀な人材確保に向け他産業の賃金水準を注視している。」としています。

(3)勤務する企業における本年の賃金引上げ状況についてですが、賃金引上げの有無については、本年は、賃金引上げが、「行われた。」としており、時期は4月、平均賃上げ額は [REDACTED] 円、勤続年数 24.6 年、年齢 47.1 歳、賃上げの種類は「定期昇給」と「ベースアップ」としています。賃金引上げを要求するにあたり、重視する要素については、「企業の業績(支払能力)」と「労使関係の安定」としています。

(4)業界全体の賃金の引上げ状況については、「2025 年春闘では産別方針としては 17,000 円の賃金引上げを目指とし、15,000 円の引き上げ(妥結)となつた。」としています。

(5)労働者で賃金が低い層の状況については、高卒初任給で最も低い者は、月額 [REDACTED] 円、日額 [REDACTED] 円としています。

(6)高年齢労働者(60 歳以上)の賃金の状況については、賃金が最も低い者は、月額 [REDACTED] 円、年齢は 60 歳、雇用形態は嘱託、定年は 60 歳としています。

(7)雇用形態ごとの賃金形態については、一般社員が「月給」、パートが「時間給」としております。

(8)最低賃金の改正が、あなたが勤務する企業の賃金やベースアップの決定等に及ぼす影響については、秋田県最低賃金、特定最低賃金とも影響は「ない」としています。

3 の最近の労働者の生活実態について、(1)あなた又は企業の労働者全体の生活状態が 1 年前に比較して変わりましたかについては、「わたしの生活は少し苦しくなつた。」としており、その理由は、「物価高で様々な物の価格が上昇しており、賃金改定しても追いついていない。また、子供が県外に進学しており子供にかかる費用が増加している。」としています。

(2)現在の賃金と家計の関係については、「無駄な支出を減らしているが、物価上昇で支出が多い。」としています。

(3)労働組合が属する産業全体の労働者の生活実態については、「春闘で賃金改定しても実質賃金減少しており、生活は苦しくなっている。」としています。

4 のあなたが勤務する企業における雇用の状況については、現在、労働者は、「過不足はない。」状況にあるとしています。

5 の秋田県特定最低賃金改正についての(1)令和 8 年度の特定最低賃金の改正の必要性の有無についての考えについては改正の必要性「有り」としており、その理由としては「近年、過去例にない水準で賃金改定が行われきているが、依然として大企業と中小企業の格差は大きい。また、都市部と地方の差は大きいままである。このままでは若年層の県外流出は止まらない。」としています。

(2)どのような点を重視して改正すべきであると考えますかについては、「若者の県内定

着のためには、県内企業に就職してもらうことが重要であり、そのためには特定最低賃金の改定は必須であると考える。同時に他県に見劣りしない特定最賃の改定が必要と考える。」としています。以上が労働者側の参考人意見書の内容でございます。

続きまして、資料番号 11 の使用者側「株式会社秋田新電元 総務部長 谷藤 様」から提出していただきました意見書につきましてご報告をさせていただきます。

1 の最近の景気状況と今後の動向についての、貴社における過去 1 年間程度の経営概況については、「好調に推移した。」としています。それに関する問題点については、「第 1 四半期では、昨年と比較し、増収、増益となっている。単に売上アップとなっただけでなく、前年度実施した構造改革にて、一部の工程をアウトソーシングしたことによって、固定費を増やすことなく売上アップにつながったことが良い点となった。電力料金の値引き(企業努力)も良い影響。しかし、2025 年 4 月からは、販売価格の値下げを行っている状況で利益率が悪化している状況である。今後の受注動向によつては、昨年度よりも損益悪化のリスクを抱えている。材料費高騰の抑制も継続していく必要がある。」としています。

(3) 今後の見込みについては、「ほとんど変わらないと思う。」としております。

(4) その理由につきましては、「車載向け製品の受注の伸びが緩く、家電・産業機器市況の低迷などによつて、売上は変わらない予想。そこに、材料費、エネルギー単価の高騰が続くことで、さらに利益率の悪化が懸念される。」としています。

(5) 産業全体の状況については、「EV、ロボット分野など中長期的に伸びが期待できる市場と言われているが、ロボット分野については、半導体不足と騒がれたコロナ渦の在庫が未だに消化できていないようである。」としています。

続きまして、2 の賃金実態等について、(1) 本年度の賃金改定状況についてであります  
が、賃金改定は「行った。」、実施時期は 4 月から、平均賃上げ率は [REDACTED] %、平均勤続年数 22.81 年、平均年齢 44.19 歳、平均賃上げ額は [REDACTED] 円、賃上げの種類は「定期昇給」と「ベースアップ」としており、内容としては定期昇給 [REDACTED] %、ベースアップ [REDACTED] % としています。賃金改定を行う場合、どのような要素を重視していますかにつきましては、「企業の業績」と「世間・同業者相場」としております。

(2) 貴社において以下の賃金を決定する場合、どのような要素を重視していますかにつ  
いては、初任給につきましては、「労働力の確保・定着」、パート・臨時労働者の賃金につ  
きましては、「労働力の確保・定着」、高年齢者の賃金につきましては、「職歴及び技能・資  
格」と「最低賃金」としております。

(3) 労働者で賃金が低い層の状況について、高卒初任給で最も低い者は、月額 [REDACTED]  
円、高卒初任給・パート以外で特に賃金が低い労働者については時間額 [REDACTED] 円で職種は部  
材運搬業務、賃金が低い理由は「[REDACTED] 専ら簡易的な材料運搬のみの業務であるため。」としています。

(4) 高年齢労働者の賃金及び定年制の状況について、賃金が最も低い者については時間

額 ■ 円、平均年齢 61.1 歳、雇用形態は契約社員(フルタイム)、職種は構内清掃業務、製造作業補助、定年「60 歳」しております。

(5) 雇用形態ごとの賃金形態については、一般社員は「月給」、臨時労働者は「時間給」としています。

(6) 最低賃金の改正が、貴社における賃金やベースアップの決定等に及ぼしている影響については、影響は有るとしており、理由としては「高年齢労働者は、再雇用契約にて労働契約しており、賃金の最低ライン(時間給)を「業種別最低賃金プラス ■ 円」と設定している。契約社員も同様の設定となっており、最低賃金の影響を受けることになる。」としております。

3 の雇用の状況についてでは、現在、労働者は「不足している。」としており、対策としては「FA(ファクトリーオートメーション)化を進めており、現在は不足しているが、少人化によって適正方向に進んでいる。」としています。

4 の秋田県特定最低賃金改正について、令和 8 年度の特定最低賃金の改正の必要性の有無についての考えについては改正の必要性「有り」としており、その理由としては「秋田県最低賃金が上がったため、必然的に見直しは必要となる。最低賃金は、生活水準の確保に大きく貢献するため、物価上昇・エネルギー資源の高騰などの影響を十分考慮した金額に見直しするべきであるが、賃金を支払う企業、団体にとっては死活問題となり、上げ幅によっては、倒産・廃業の危機に面し、県内の雇用枠が減少するリスクを含んでいる。よって、最低賃金の改正に関しては、慎重な判断が必要である。」しております。

(2) どのような点を重視して改正すべきであると考えますかについては、「業種の市場動向を考慮する。」「県内企業の特定業種の損益動向の把握。」「社員採用に向けた企業(業種)活性化状況など。」「雇用条件もしくは昇給に対する企業への助成制度の有無。」「前年からの昇給率。参考とする企業など一般的な定期昇給の情報などと比較する。」「業種別の設定が、必ずしも秋田県の最低賃金よりも高い必要はない。同額以上という設定で良いのではないか。」しております。産業間、企業間、職種間で賃金の違いがあることについてどう思いますかについては、「業界によって、ニーズや環境、法令等の影響を受けて、会社損益や従業員の作業環境、生活環境に変化があつて当然である。最低賃金を定める業種を指定、もしくは細分化することは、経営破綻の回避にも繋がると考えられるため必要と考える。ただし、今年については、秋田県最低賃金が、相当額上がつたため、同額とする判断も検討範囲と思われる。」しております。

その他ご意見としては、「秋田県の最低賃金が、80 円の上昇となり、上昇率にすると 8.4% であり、非常に大きい変動になる。県内経済に与える影響は良くも悪くも大きいので、そういう大きな変化は本来好まれないのではないかと感じる。弊社の昇給率は、4.28% だったが、これが仮に秋田県の平均的なものであったとするならば、最低賃金がそれ以上に上がっており、行政から何かしかの支援や、施策があつて然るべきと感じる。」としており

ます。以上が、使用者側の参考人意見書の内容でございます。制度上、ご理解されていない部分があることはご理解いただきたいと思います。

なお、メールにて各委員に意見書を送付させていただきましたが、事前の質問の提出はございませんでした。私からは以上でございます。

○臼木部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方の関係参考人意見書についてご説明がございました。何かご質問等ございませんか。

私から 2 点ございます。資料番号 11 の 3 ページと 4 ページの最低賃金時間額がどちらとも ■ 円になっています。電子部品の最低賃金額は 958 円です。これは、軽作業や清掃業務だと対象にならないという規定があったかと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○佐藤賃金室長

おそらく、4 ページの(4)は清掃と作業補助なので、いわゆる軽易な業務で適用除外になるかと思います。ただ、(3)の業務だけ見ると、部材運搬業務なので、おそらく軽作業とは言えないのではないかと思いますが、ただ、理由として、■ ということで、確認をしてみないとわかりませんが。

○臼木部会長

参考人意見書で、それが規定より未満というのはいかがなものでしょう。

○佐藤賃金室長

減額特例という制度がございます。

○臼木部会長

制度はわかります。最低賃金法上の問題がないとは思いますが、念のため確認です。

それからもう 1 点、今の 3 ページの ■ 専ら簡易的というので、おっしゃりたいのはわかりますが、これも参考人意見書なので、こういう表現されると、そういった ■ もってのみ賃金を低く抑えているという印象を受けてしまうところがあります。決してそういう意図ではないのは十分わかりますが、次年度以降、こういったものを取扱う特に、事務局が筆を入れるのはおかしな話ですが、確認をしていただければと思います。決してそういう意図ではないことはもちろんわかっていますが、これだと ■ もってのみ賃金を低く抑えても良いととられてしまうので、執筆される側にもご配慮いただければと思います。

○佐藤賃金室長

わかりました。

○臼木部会長

ほかにないようであれば、これをもちまして参考人意見書の審議を終了します。

関係参考人の意見につきましては、今後の審議において参考とさせていただきたいと思います。

続きまして、議題3「秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金の金額審議について」です。労使各側で改正決定に当つての発効日を含む「基本的な考え方」と「金額提示」についてご準備いただいていると思いますので、お聞かせ願います。

はじめに、労働者代表委員の方から発効日を含む「基本的な考え方」と「金額提示」についてご説明をお願いします。

○木村委員

着座にてご提示させていただきます。文面多いのでポイントを絞ってご説明させていただきます。電機連合本部の主張。

1 特定最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。従つて、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。

2 特定最低賃金は、正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者の間の不合理な待遇差の解消に向け、その役割がますます重要になっている。同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引上げることにより、産業全体の賃金の底上げを図ることができる。

3 電機産業はわが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウェイトが高く、各地域経済における重要な役割を担っている。

4 電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっている。そのため、事業の公正競争確保を図るうえで、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠である。

5 電機産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化実現への貢献や、少子高齢化が加速し人材不足が深刻化する中、DXやAIなどの新しい技術を活用したサービスの効率的な提供が求められるなど、産業としてのさらなる発展も期待されている。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観からも、法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引上げていくことが重要である。

6 法定電機最低賃金は、「鉄鋼」や「輸送用機械」など他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低く、かつ近年格差拡大の傾向にある。そのような状況にある地域においては、計画的な格差改善が求められる。金額は下記をお読みください。

7 日本経済は、2024 年度の名目成長率が 3.7%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が 0.8%となるなど継続して緩やかな回復傾向にある。物価は継続して上昇している。業種別にみると、「電子部品・デバイスはこのところ持ち直しの動きがみられる。」「雇用情勢は、改善の動きがみられる。」「雇用情勢は、改善の動きが見られる。」「人手不足感が高い水準となっている。」としている。

8 電機連合の 2025 年闘争結果や申出に合意した組織労働者の賃金水準を準拠指標としつつ、組織労働者の賃金水準など賃金実態をふまえた適切な水準への改善の必要性を強調していく。

9 水準の目安としては、産業別最低賃金を高卒初任給の水準に準拠することを目標とし、この水準に近づける取り組みを計画的に推進する。基幹的労働者の入口賃金として相応しい水準を確保するよう努力する。あわせて隣県格差がある場合には縮小に努める。

10 金額決定にあたっては、当該産業の関係労使のイニシアティブに基づく制度であることを重視し、全会一致に向け最大限の努力を行うこととする。

11 すべての法定電機最低賃金について早期発効をめざすこととし、今年度もすべての地域で年内発効を図ることを前提に、産業間・地域間の連携により効果的な日程配置を検討し、審議を推進する。

地域における労働者側委員の主張です。基本的には電機連合本部の考え方を準拠し、秋田県内の情勢および 2024 年まで取り組んできた考え方を踏襲し秋田県内で電機産業に従事する労働者の働きに見合った水準を確保るべきと考える。

1 秋田県における電機産業の状況。電気産業はわが県における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウェイトが高く、各地方経済および秋田の経済における重要な役割を担っている。特定最低賃金は、一番低い実態にある。電機産業全体で見た場合、付加価値額全国上位である一方、最低賃金は低い水準となっている。

## ○後藤委員

具体的な金額提示ですが、ポイントと金額提示とお願いがございますので私の方から発言をさせていただきます。

特定最賃の目的については、先ほどからお話がありますが、地域別最低賃金と違い当該産業の他産業に対する魅力や人材確保の部分で当該産業労使のイニシアティブで決めることが出来る。ということだと思います。

当審議会の中でも、この制度については必要なものであり、地域別最賃との差が狭まつ

たとしても、それをもって廃止しようとするような意図がないことは都度確認してきました。昨年の審議の中で、最低賃金の引上げを取り巻く情勢の分析をしたところ、我々としては柔軟で現実的な方向に舵を切ると申し上げました。こういった考え方について、齟齬がないように考えており、当該産業の労使双方にとって有益と考える特定最賃制度の維持を目途として、当該産業労使の歩み寄りによる特定最賃の改定金額は時間額1,032円、現行に対してプラス74円となります。これは地賃との差額はプラス1円、これは制度の立て付け上の部分では最大限の譲歩させていただきました。

発効日につきましては、現段階では法定のタイミングと考えておりますが、ここは議論の余地があると考えています。

そこで1点お願いがございます。私はこの特定最賃制度の立て付けとしては、当専門部会が本当の意味での当該労使の議論の場と考えています。一方、改正の必要性の有無については、本審委員の中から選ばれた特別小委員会で、当該産業とは比較的関係性の低い委員が反対をした場合でも、改正の必要性が否定されてしまう場合がある仕組みについて懸念しているところです。他県の事例をみると、こういった状況の中で必要性の有無が否定され、その結果において、廃止に追い込まれる現象を目にしていることから心配しているところです。

昨年の方針に、部会長である臼木先生の配慮により、議事録に残る形で当専門部会の当該労使の考え方を確認していただきました。改めて、今年も同様の配慮をお願いしたいと思っております。内容としては、当専門部会として、この電子部品・デバイス等の制度の廃止をしようとする意図はないことや今年度の審議の結果についても地賃との差が狭まつたとしても当該労使が有益と考えている制度維持を目指とした歩み寄りの結果であると、あるいはこの専門部会はあくまでも金額審議の場であります、改定の必要性の有無を議論する場ではありませんが、令和7年度の専門部会の中で当該労使が議論して確認してきたことを次年度以降の後任の委員に対して継いでいただきたいと考えていることを改めてこの専門部会の中で確認をし、議事録に残していただければと考えております。改めて配慮をお願いします。

#### ○臼木部会長

ありがとうございました。

ひとまず、確認を含めた議論は後ほどにして、いったん、使用者側代表の方から基本的な考え方を伺ったうえで、議論させていただきたいと思います。それでは、資料のご説明をお願いします。

#### ○佐藤(宗)委員

使用者側の佐藤から説明させていただきます。最低賃金に関する基本的な考え方として、

最後3ではなく4の項目がございます。

1 秋田県最低賃金の現状ということで、既にご存じのとおり、2025年度の秋田県の最低賃金は1,031円に改定され、前年度比80円増、過去最大の引上げとなりました。この結果、秋田県は初めて最低賃金1,000円の大台を突破し、全国単独最下位から脱却しました。順位も最下位から38位に上昇しています。

この改定は県内の全労働者約35万2千人に適用され、約4万6千人以上の労働者で賃上げ対応が必要とされており企業への経営的な負担は大きくなっています。

また、秋田県の人口減少、特に社会減や労働者の高齢化に伴い、労働力不足が叫ばれる中、社会保険控除枠等で働く労働者の労働時間は制限せざるを得ない状況です。

しかし、実態としては「最下位脱出」という目標が先行し、企業の支払い能力との乖離が生じていることが懸念されます。ハローワークの求人情報によると改定後の最低賃金に満たない求人は全国平均で46.38%にのぼり、特に東北地方では、秋田県66.27%、青森県62.90%、岩手県62.39%と、いずれも全国でも高い割合を示しています。

また、国の目安金額との差を見ても、秋田県は上位3県、熊本18円プラス、大分17円プラス、秋田16円プラスに入っており、上げ幅の大きさが際立っています。

2 秋田県の状況。日銀秋田支店の短観によれば、2025年9月の「電気機械」業況判断D Iは前回6月比で10%減、先行きも10%プラスに留まっており、大幅な回復は見込めません。製造業の雇用人員判断でも、6月26%ダウン、9月24%ダウン、先行き36%ダウンと依然マイナス傾向が続き、景気後退と最低賃金上昇が中小企業経営を圧迫し雇用にも影響が出かねない状況と判断できます。

帝国データバンクの調査によると、企業が1年以内に倒産する確率を10段階のグレードで表す指標「倒産予測値」が算出可能な1万1734社のうち、2025年6月時点では高リスク企業、グレード8～10は全体の6.6%にあたる769社。2024年12月と比較すると11社増加した。業種別にみると「製造業」と「建設業」は半年前から高リスク企業が増加しています。業種大分類別にみると、「製造業」が244社と最も多く、2024年12月と比較すると34社増加し業種別の増加幅は最大となっている。

3 電子デバイス業界。最低賃金の上昇が進む一方で、発注側との単価交渉は極めて厳しい状況にあります。実際に最低賃金上昇分すら単価に反映できない取引先も多く、交渉力や営業力の弱い中小企業では、雇用維持のために赤字を承知で受注せざるを得ないケースもあります。こうしたなかでの今回の秋田県最賃の大幅引上げは、価格転嫁の進まない中小企業にとって極めて厳しい対応を迫られています。

しかしながら、公正取引委員会によるアンケート調査や指導が強化されていることもあり、国の動きが活発化していることは評価しています。ただし残念ながら現場レベルでは、依然として単価に十分反映されていないのが実情で、今後も国機関には、発注側への監視と指導の継続・強化をお願いしたいと考えます。

こちらが 3 ではなく 4 になります。金額提示、上記を踏まえ金額提示に至る背景として次の 3 点の視点で考えました。①経営体力の限界を超えない水準であること、②県内雇用の維持を考慮すること、③中小企業が持続可能な経営を続けられるようにすること。よって本部会において、1,032 円、前年度 958 円プラス 74 円、発効日は 2026 年 3 月 31 日の秋田県最低賃金と同日とすることを提案いたします。以上です。

○臼木部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方から発効日を含む「基本的考え方」と「金額提示」について、ご説明をいただきました。確認いたします。労働者側は発効日については法定発効というお話がありましたので、仮に本日結審した場合、12 月 19 日となりますので、現時点では労働者側は 12 月 19 日を発効日として時間額を 74 円引上げて 1,032 円でよろしいですか。

○後藤委員

はい。

○臼木部会長

使用者側からは発言をまとめますと、発効日は 3 月 31 日で時間額は同じく 74 円引上げて 1,032 円ということでおよろしいですか。

○佐藤(宗) 委員

はい。

○臼木部会長

この時点では、時間額の引上げ額については 1,032 円で双方の意見は一致しておりますが、発効日について違いがございますので、それについて補足やご意見ございますか。

○若泉委員

労働者側の意見を受けまして、提示額に関しては、現在の使用者側の状況をくみ取っていただき感謝しています。金額提示に関しては、我々の提示と同じということでぜひ発効日に関してこの後もしっかりと議論したいと思っております。今回、使用者側のメンバーも新たに変わり、今回の特定最低賃金の在り方、この会の進め方に関して、労使交渉といいますか、普段の会話からさせていただいたうえで、公労・公使など間に公に入っていただくのがあるべきだと思っておりますし、両者お互いが良くなるために議論する場だと思っていますので、少し雑談めいた話になりますが、今回、金額の方は合致していますので発

効日や自社もしくは業界の状況などを少し会話しながら長い時間ではなく良いので是非できたらと思います。

○臼木部会長

色々なやり方があります。県最賃と同じように公労・公使の個別で行うやり方もあります。今ご意見ございましたので、ざっくばらんに発効日のことも含めてご意見のキャッチボールができるのであればそれでも結構です。労働者側の皆様いかがでしょうか。

○後藤委員

ざっくばらんにお話させていただきますが、発効日については正直言いますと、私は地賃の方も委員をさせていただいておりまして、非常に発効日が遅れたことについては余り良くない意味で報道等含めた反応がありましたのでできれば県内での主要産業であることも踏まえて早めの発効をお願いしたいという思いがあり、法定通りの発効日の提案をさせていただいたところです。そのうえで、先ほども言いましたが議論する余地はあると思っております。ただし、労働者側委員の中で、どこまで譲歩できるだとか、譲れないだとかの議論をさせていただいたいないので少し検討させていただければと思います。

○臼木部会長

どうしますか。公労・公使というよりは労働者側委員のみで別室で行いますか。

○若泉委員

その前に一つ、私もざっくばらんにお話させていただくと、まず質問ですが、中央の目安が出てから地賃が決まった時に大幅な上げ幅があります。国の方で中央の目安を超えた地賃の県に関しては支援策を打ち出すとあったかと思います。ただ、今国の方も組織がしつかり決まっていない段階で進展があったのか。二点目は、秋田県の地賃の発効日が3月31日と決まった段階で秋田県知事がすぐに手を打ちますと言ったものが、3月に延びました。そちらに関しては何か進展ありましたか。

○佐藤賃金室長

県は1月から受付を始めます。3月から引上げたところではなく、いくらでも早く引上げればそこから申請できます。

○若泉委員

1月に引上げれば1月から申請ができるということですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○後藤委員

地賃の方でも、本審の決定としては3月31日でしたが、足元では比較的そういった背景があり、早まっているのではと思っております。その辺が落としどころなのではと私個人的に思ってはいます。

○若泉委員

勘違いしていました。やはりこの場にいる企業だけだと、数社しかいないので、仮に県全体が補助支援策の日付が決まっているものがあれば発効日に関しては我々も3月31日の議論も、もう少し柔軟性を持てるのかなと思い質問させていただきました。

我々も3月31日からどうのこうのという議論ができていませんので別室を。

○佐藤(成)委員

すみません、県の予算は決まっているのですか。

○臼木部会長

予算は補正で確保しているはずです。

○佐藤(成)委員

無制限ではないですよね。

○佐藤賃金室長

無制限ではありませんがある程度決まっています。一事業所当たり最大50万円となっています。

○佐藤(成)委員

1月からスタートしますが、予算的には十分確保しているものなのか。早い者勝ちなのかわからぬ。

○佐藤賃金室長

あくまでも予算ですが、9億円くらいとなっています。

○佐藤(成)委員

どのくらいのイメージなのかわからない。

○臼木部会長

一応、影響率なども県は調査されたと聞いておりますので、おそらく影響のあるところをカバーできるだけの予算にはなっていると聞き及んではいます。もし、足りないということになれば、おそらく何らかのサポートなども考えるのではないでしょか。早い者勝ちの雰囲気ではなく、十分予算は確保しているという答弁を聞いたような、読んだような気がします。

○佐藤賃金室長

国はおっしゃった通り止まつたままです。新しい内閣ができてそこからになりますので。ただ、骨太に入っておりますので、何もしないことはないと思います。我々も期待しているところです。

○臼木部会長

それではそれぞれで議論されますか。それとも、我々抜きで議論する場がよろしいですか。

○佐藤(宗)委員

といったん個別でお願いします。

○臼木部会長

事務局ご案内お願いします。

○佐藤賃金室長

第一会議室と4階の会議室をご案内します。

### 【 労・使個別会議 別紙1 「議事要旨」 】

○臼木部会長

それでは、みなさんお戻りにいただきましたので再開したいと思います。

双方で打ち合わせしていただいたと思いますので発効日について、まずは、労働者側委員から伺いたいと思います。

○後藤委員

最初に具体的に何月何日という話は申し上げませんが、先ほどの県の助成などをどうやって受けるのかを観点で考えたときに、それぞれの企業の賃金の締め日などが影響するかと思います。一般的に、当該産業の多くの中小は支援策を享受できるタイミングの発効日。事務局の話を参考にしながら、あるいは使用者側からご提示していただければ、労働者側としてはその内容をお受けしたいと思います。

○臼木部会長

法定発効に現状ではこだわらないし、使用者側のご意見を聞いて、地元の電子部品・デバイス等の企業がうまく補助金などを利用できる日程であればその提案に同意しても良いということですね。

○後藤委員

はい。

○臼木部会長

使用者側はいかがでしょうか。

○佐藤(宗)委員

結論から申し上げますと3月31日。背景としては大きく二つあり、一つはこの資料にありました、影響率が34.8%になっています。直近で上げなければならないところが34.8%と、とても大きい。そこで12月に80円上がるごとに關して、県の最賃が上がったことに關しても中小企業にとっては短期間でそこまで上げるのは厳しい背景を感じています。

二つ目は、県の助成金の50万円という、予算もみんなにいきわたるだろうと推測、推定の話ですので、それがないとは言いませんが、国もまだ決まっていないと考えると、安易に早めてしまうと34.8%の企業がかなり苦労するのではないかと思います。

三つ目になって申し訳ございませんが、県内を回ってお話をすると、同じ電子部品の業界でも何となく次は3月だという話が現状動いています。もちろんこの部会が終わってからでないと電子部品は決まりませんが、そういう雰囲気がある中で、ここで大きく前倒しするのは経営サイドとして落ち着いた中、余計に混乱させてしまう考え方があって、申し訳ございませんが県最賃と同じ3月31日と提案させていただきます。

○臼木部会長

使用者側からの事情、労働者側からのお話も踏まえた上で、使用者側から改めて3月31日というご提案ですがいかがでしょうか。

○後藤委員

お伺いしますが、この金額は概ね地賃と同じ金額になります。地賃の審議をした時に、助成を貰うためには、早めに申請をしなければ貰えないと聞いたことがあります。

○佐藤賃金室長

業務改善助成金に限っては、そのとおりです。お手元に配布しておりますが、これは事業完了が1月31日となっておりますので、それまでに賃上げや設備導入を1月31日まで完了しないと助成金が受けられない。

○後藤委員

そういう話でしたよね。県の部分は別ですか。

○佐藤賃金室長

別です。

○後藤委員

それらを組み合わせての受給は可能ですか。

○佐藤賃金室長

可能です。

○後藤委員

だとすると、多少前倒しの必要があるのではないかと思いました。制度の違いを誤解していたところがあり、それらを上手く組み合わせて受給をするうえではあるのかと思っていたもので、先ほどの話はそういう意味でした。

○佐藤(宗)委員

この助成金、私も使えないかと見たり、いろいろな企業と話をしていて、人数とかコース分けされていて思ったのは、本当に助けていただけるのであれば県の最賃3月31日になったのだから期限も3月31日に伸ばすべきなのではと個人的には思いました。

この業務改善助成金に関しては、最低賃金の発効日に関わらず、業種問わず使える金額であれば、後藤委員がおっしゃった大前提として、早くやれば使える、使えるのは体力のある会社になってしまいますが、そこと今回は電子デバイスの最低賃金のところですので、使える方は使ってください。ただ、ギリギリはここですという意味で31日と、いう分け方

もあるのではと思いました。

○臼木部会長

県の助成金は基本的には、受付が年明けからというだけで、今のところは特にリミットというのは聞いていません。制度はまだ明示されていませんので。ただ、国のある使えるものとしては業務改善助成金で、これは1月中に業務完了したうえでのこと。従前は金額を上げる前に申請しなければいけないものが、今回は緩和措置ということで、引上げた後でも申請ができるという緩和措置があります。それでも、1月末までに何らかの処置をしなければ間に合わない。全てのリミットが同じで足並みが揃っていれば良いのですが、こういう状況あります。

それでいかがいたしますか。使用者側は改めて3月31日ということですが。

○後藤委員

非鉄は12月25日。自動車製造は3月31日。

○佐藤賃金室長

非鉄は元々設定が高いので影響がないですから。

○臼木部会長

企業の数とか金額的にもこの設定で大きな影響がないと伺っています。逆に自動車製造は最賃と同じで結審をしました。

○佐藤(成)委員

もう一度労働者側員で協議させてください。

【 労側委員会議 別紙2 「議事要旨」 】

○臼木部会長

再開します。いかがでしょうか。

○後藤委員

今回、1,032円の金額を提示するに当たって、我々が話してきた内容について改めて齟齬がないように使用者側の方から提案のあった3月31日発効をお受けいたします。一方で、先ほどお話しした特定最賃の制度を維持していくべきではないかという考え方をしっかり確認をしていただきたい部分と、様々な助成金の内容については多少現場で十分に理解

されているかという部分は不安がありましたので、事務局も含めて再度周知等していただきたいと思います。

もう一つは、お互いに更なる国や県の補助の拡大、利用しやすいようにということを答申の文章に入れ込んでいただきたいと申し上げ3月31日でお願いいたします。

○臼木部会長

金額に関しては74円引上げの1,032円で双方一致しておりました。発効日については、ただ今労働者側から、3月31日と再提示ございました。金額審議という意味での審議は全会一致で結審したいと思います。

ただ、後藤委員からお話がございましたが、ここは金額を審議するという専門部会です。特定最賃の意義については過去を振り返ると産業の優位性、人を集めるという意味でのアドバンテージを考えるとこの制度を引き続き議論をしていく場として重要な位置付けについて双方とも理解していただきたい。毎年、特別小委員会で審議をするかしないかの場でしか議論できないのですが、県の最低賃金と1円しか差がないからというだけで議論しなくても良いのではなく、引き続き毎年度、真摯に議論が必要かどうかを踏まえてこういった場で金額の議論をしたいとのご要望を受け止めましたし、使用者側委員の皆様も今ここで、この場がいらないとおっしゃっているとは私も受け止めていません。また、手続きに従って次年度も必要性のありといった場合にはこの場に集まつていただき、金額のご議論、内容についてのご議論をしていただく、双方、それに関して異議があるということではないと理解しています。その旨、議事録に残していただくということで、ここで来年も必ずやるとは約束はできませんが、この時点においてはこういった場が重要だということに関しては異論がなかったということを議事録に残すことによろしいですか。

○委員多数

はい。

○臼木部会長

それでは、金額、発効日については、全会一致で結審しましたので、令和7年度審議方針1の(1)のエに定める「各専門部会に於いて各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。」により本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局の事務手続きのため、再度、休憩とします。

○佐藤賃金室長

先ほど、答申に助成金の拡大等を入れて欲しいとご要望がございましたが、こちらにあ

りますとおり、9月5日に既に拡充されているものになります。それにつきましては、県最賃の答申文に盛り込まれております。県最賃は全ての産業に適用されますので、極端な話、こちらに入れなくても既に入れ込んで本省に全て報告されることになりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

○後藤委員

事細かく記載する必要はないとは思いますが、本当に十分なのかという話があったかと思ったのです。今、ある程度されましたということだけではなく、更なるということはあるのかと思います。どうですか。

○臼木部会長

通常、特定最賃の答申文にそういった文言が入るというのは余りない。逆に県最賃には更なるということで入れる。

○佐藤賃金室長

それに全産業に適用されていますので、ご理解いただきたいと思います。

○後藤委員

はい、わかりました。

○臼木部会長

それでは、事務局は答申の準備をしてください。

【 中 断 】

○臼木部会長

事務局の準備が整ったようですので、再開します。

事務局で答申文案を配付して読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

答申文案を読み上げます。

---

(案)

令和7年10月21日

秋田労働局長

山本 博之 殿

## 秋田地方最低賃金審議会

会長　臼木　智昭

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月10日付け秋労発基0910第1号をもって貴職から諮問のあつた標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

### 別紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

#### 1 適用する地域

秋田県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいづれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

#### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
  - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

#### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,032円

#### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月31日

---

以上です。

○臼木部会長

ただいまの答申案で、ご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは答申します。

【 基準部長に答申文を手渡す 】

○臼木部会長

ここで、基準部長から発言があるそうです。

○山口基準部長

基準部長の山口でございます。局長が所用により不在でございますので、局長に代わり一言ご挨拶申し上げます。

ただ今、秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定にあたりまして答申をいただきました。皆様方には大変お忙しい中、精力的にご審議を進めていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日いただきました答申に基づきまして、秋田県電子部品・デバイス等製造業最低賃金改正決定手続きを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○臼木部会長

ありがとうございました。

最後になります、議題4「その他」について事務局から何かございませんか。

○佐藤賃金室長

事務局からご連絡いたします。本日答申いただきましたので、この後、異議申出に係る

公示を行います。期限までに異議申出がなければ官報公示の手続きに入ることとなります。また、ほかの特定最賃と併せて特定最賃の改定について、後日事務局から記者発表させていただく予定としています。

本日結審いたしましたので、第2回の専門部会の開催はしないことになります。

専門部会での審議経過など最低賃金の改定に関する取材については、事務局が対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○臼木部会長

ほかにみなさんから、何かございませんか。

ないようですので、本日は皆様のご理解とご協力により、答申することができました。各委員のご協力に改めて感謝申し上げます。

それでは、これで本日の専門部会を終了します。ありがとうございました。